

1 変更事項

(1) 第5条 技能連携校名の学則記載

2 変更理由

(1) 静岡高等学園と技能連携を行う為

※平成30年3月27日付文部科学省通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布について」に基づき、技能連携校名を学則に記載する。

3 変更年月日

令和2年4月1日

4 新旧の比較対照表

新旧の比較対照表	
変更前	変更後
(協力校、技能連携校) 第5条 下記の高等学校を協力校とする。 八洲学園大学国際高等学校 (沖縄県) 下記の技能教育施設を技能連携校とする。 やしま学園高等専修学校 (大阪府) 美芸学園高等専修学校 (奈良県) 大阪美容専門学校 (大阪府) エコーペットビジネス総合学院 (兵庫県) 神戸女子洋裁専門学校 (兵庫県) 日本高等美容専門学校 (兵庫県) 町田みのり高等部 (東京都)	(協力校、技能連携校) 第5条 下記の高等学校を協力校とする。 八洲学園大学国際高等学校 (沖縄県) 下記の技能教育施設を技能連携校とする。 やしま学園高等専修学校 (大阪府) 美芸学園高等専修学校 (奈良県) 大阪美容専門学校 (大阪府) エコーペットビジネス総合学院 (兵庫県) 神戸女子洋裁専門学校 (兵庫県) 日本高等美容専門学校 (兵庫県) 町田みのり高等部 (東京都) 静岡高等学園 (静岡県)